

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 5 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 5 1 号

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年大和市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「仕様は、家庭系廃棄物に係る指定収集袋については別図第 1 のとおりとし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋については別図第 2」を「区分及び寸法は、別表第 2」に改める。

第 3 3 条中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 3 4 条中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 0 条関係）

種類	区分	縦（ミリメートル）	横（ミリメートル）	
			マチを畳んだ場合	マチを広げた場合
家庭系廃棄物に係る指定収集袋	5 リットル袋	4 2 0	1 8 0	3 0 0
	1 0 リットル袋	5 0 0	2 9 0	4 0 0
	2 0 リットル袋	6 0 0	3 6 0	5 0 0
	3 0 リットル袋	7 0 0	3 8 0	5 6 0
	4 0 リットル袋	7 5 0	4 7 0	6 5 0
事業系一般廃棄物に係る指定収集袋	1 0 リットル袋	5 0 0	2 9 0	4 0 0
	2 0 リットル袋	6 0 0	3 6 0	5 0 0
	4 5 リットル袋	8 0 0	4 7 0	6 5 0

別図第 1 及び別図第 2 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。